

横浜市つたのは学園
指定管理者公募要項

平成 30 年 4 月
横浜市健康福祉局障害支援課

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、横浜市つたのは学園において平成 31 年 4 月から管理運営を行う第 2 期の指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

知的障害者生活介護型施設 横浜市つたのは学園（以下、随時「つたのは学園」と略します。）
施設の詳細については「施設の詳細」を参照してください。

(2) 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日まで（10 年間）

(3) 指定管理者の公募及び選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市つたのは学園及び中山みどり園の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき設置される「つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中からつたのは学園の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる法人を選定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、横浜市ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(4) 問合せ先

〒231-0021 横浜市中区日本大通 18 KRCビル 6 階
健康福祉局障害支援課障害支援係
電話 045 (671) 2391 Fax 045 (671) 3566
E-mail kf-syoshiteikb@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

横浜市知的障害者生活介護型施設条例第 6 条第 1 項に規定する事業の実施に関すること。

（詳細は、別冊「業務の基準」を参照してください）

4 横浜市つたのは学園の概要

(1) 施設の設置目的

つたのは学園は、「生活介護のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 3 項の規定に基づき、居宅においてその介護を行う者の疾病、就労その他の理由により、一時的な施設の利用（宿泊を伴わないものに限る。）を必要とする知的障害者に必要な介護その他の便宜の供与を行う」ために設置運営される施設です。（横浜市知的障害者生活介護型施設条例第 1 条及び第 2 条）

(2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、以下のことを実施します。具体的な実施事業は次項のとおりとなります。

ア つたのは学園の利用の承認に関すること

イ 横浜市知的障害者生活介護型施設条例第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する事業の実施に関すること

- ウ つたのは学園の施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務
- エ その他横浜市長が定める業務

(3) 実施事業（具体策）

ア つたのは学園の利用の承認に関すること

障害福祉活動の場としてつたのは学園を利用する利用者のために、指定管理者は施設の利用許可に関する業務を行います。

イ 横浜市知的障害者生活介護型施設条例第2条第1項及び第2項に規定する事業の実施に関すること

(ア) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

(イ) 日中一時支援

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項の規定に基づき、居宅においてその介護を行うものの疾病、就労その他の理由により、一時的な施設の利用（宿泊を伴わないものに限る。）を必要とする知的障害者に必要な介護その他の便宜の供与を行います。

ウ つたのは学園の施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務

つたのは学園の施設及び設備・備品についてその状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。

また、併設施設である長津田地区センターとの共用部分の施設・設備についても、両施設の所管課間で取り交わす覚書等に従い施設・設備の維持保全及び管理を行います。

(ア) 施設及び設備の維持保全及び管理

指定管理者は、別に市が定める方式に則り、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。

施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

また、指定管理者は1件あたり100万円以下の修繕（小破修繕）を実施します。

(イ) 施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

エ その他横浜市長が定める業務

アからウまでの事業を通じてつたのは学園の設置運営目的を効果的に達成するため、次の取組を行います。

(ア) 関係機関及び地域との連携に関すること

つたのは学園利用者をはじめ、同利用者の家族、横浜市、緑区自立支援協議会等の関係機関及び、自治会町内会等の地域の団体・企業や住民との交流・連携に関する取組を行います。

(イ) 地域の課題への理解

地域における福祉に関する計画や課題について把握、理解し、必要に応じて区等の事業に協力します。

(ウ) 障害福祉の担い手の育成・支援

障害福祉サービス事業等の障害福祉の担い手の育成・支援を行います。

(エ) その他関係業務

① つたのは学園の周知及びサービスの向上に関すること

つたのは学園の施設・利用案内、実施事業等について、利用者及び市民に対し広く情報提供し、つたのは学園を周知することで理解促進を図ります。その他、利用者意見の聴取、利用者の利便性の向上に関する取組など、サービスの向上の取組を実施します。

(4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

つたのは学園の指定管理業務に従事する職員とその資格については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）及びその改正省令に定める基準を必ず満たすものとします。また、職員のうち 1 名を管理運営責任者に定めることとします。

イ 指定管理料

つたのは学園の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います（管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます）。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料は原則として一か月ごとに横浜市が指定管理者に支払いますが、支払い時期、方法等は協定で定めます。

つたのは学園については、利用料金制度を採用しますので、各年度の最終的な指定管理料の額は、利用料金目標設定額を差し引いた額となります。なお、利用料金は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく生活介護事業に係る介護給付費収入及び特定費用収入です。

また、横浜市が管理運営に要する経費として支払った指定管理料のうち、人件費及び扶助費については、実績や利用者数に応じた精算（戻入の取扱い）を行う予定です。なお、支払額、支払時期、支払方法、精算方法等の詳細は協定で定めます。

指定期間 2 年度目以降の各年度での指定管理料決定に際しては、管理運営や事業内容等とあわせて、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

指定管理料の預金利息、実習生等の受入れに伴う謝金及び横浜市が認めた自主事業による事業収入等は指定管理者の収入とします。詳細は協定で定めます。

ウ 賃金水準の変動への対応（参考）

横浜市では、指定管理施設のうち指定期間の年数全体の収支計画を基に指定管理者を選定する施設については、新たに「賃金水準スライド」（賃金水準の変動について、ご提案いただいた人件費単価を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2 年度目以降の指定管理料に反映する仕組み）を適用していますが、横浜市つたのは学園については、別途指定管理者の利用料金収入となる介護給付費収入の単価等の支給基準について国の見直しが年度単位で頻繁になされること、指定期間が 10 年であること等の理由から、単年度ごとに人件費等の事業費を設定しています。

エ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1 件あたり 100 万円の範囲内（指定額）で、指定管理者が負担します。年間 100 万円を超える修繕については、横浜市の責任において対応します。

オ 利用者負担について

つたのは学園は、利用者に負担金が生じる場合は、適切に徴収し管理します。

また、自主事業を行う場合は実費相当額を参加者から徴収することができます。これら実費

収入は指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

(5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容		負担者		
			市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	人件費、物価等の価格変動に伴う経費の増			○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等			○	
	金利上昇による資金調達費用の増加			○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更				○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更				○
	法人税・法人住民税の税率等の変更			○	
	事業所税の税率等の変更				○
	それ以外で管理運営に影響するもの				○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの			○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更		○		
	指定管理者の発案による期間中の変更				○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期			○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動				○
	それ以外のもの			○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者に帰責事由があるもの			○	
	それ以外のもの				○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの			○	
	指定管理者が設置した設備・備品			○	
	修繕 (負担限度付き)	小破修繕…一件あたり 100 万円以内のもの(消費税別)		○	
大規模修繕…一件あたり 100 万円を超えるもの(消費税別)		○			
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者に帰責事由があるもの			○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの				○
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用				○
	不可抗力による管理運営の中断				○

※ 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

(6) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成 15 年 3 月横浜市条例第 16 号）
- (ウ) 横浜市知的障害者生活介護型施設条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 39 号）
- (エ) 市立障害福祉施設の特定期間に関する要綱（平成 19 年 10 月 1 日健障支第 2717 号）
- (オ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (カ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (キ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- (ク) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）
- (ケ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
- (コ) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- (サ) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）
- (シ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (ス) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (セ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (ソ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (タ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

<その他市の計画・施策等>

- (ア) 横浜市中期計画
- (イ) 横浜市障害者プラン

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

つたのは学園に関する第三者評価は、条例第 8 条の規定に基づき、つたのは学園の外部評価として、提供するサービスを対象とする福祉サービスの第三者評価を受審するものとし、評価結果を横浜市に報告し、また公表するものとします。

なお、受審時期は、指定期間のうち市との協議により定める時期とします（受審に伴う費用は指定管理者の負担となります）。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」(平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号)の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(平成 12 年 2 月横浜市条例第 2 号)の趣旨に則り市が別途示している「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、行政文書開示請求等に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- ①指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ②施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- ③指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は 1 億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現につたのは学園を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

②当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

つたのは学園は、現段階では本市防災計画等に特別避難場所としての位置づけがあり、「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、危機発生時の体制整備を求めることがあります。

その他、危機発生時の状況によっては、随時、横浜市が施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(サ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 自動販売機等について

(目的外使用許可により指定管理者の自販機等設置を想定する場合の項目)

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成 24 年 4 月 1 日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(セ) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(ソ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1 回、指定管理者となっている法人(共同事業体においては各構成法人)について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各法人から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(タ) ウェブアクセシビリティ

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮すること。

(チ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ツ) その他

その他、記載のない事項については、健康福祉局長と協議を行なうこととします。

5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 公募のお知らせ	4月6日(金)
イ 公募要項の配布	4月6日(金)～5月15日(火)
ウ 現地見学会及び応募説明会	4月10日(火) ※開催条件を満たす場合に開催
エ 公募要項に関する質問受付	4月13日(金)～4月19日(木)
オ 公募要項に関する質問回答	4月25日(水)頃(予定)
カ 応募書類の受付期間	4月25日(水)～5月24日(木)
キ 審査・選定(面接審査実施)	6月下旬(予定)
ク 選定結果の通知・公表	7月中旬
ケ 指定管理者の指定	9月下旬(予定)
コ 指定管理者との基本協定締結	11月中旬締結(予定)

(2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市のホームページに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間：平成30年4月6日(金)から平成30年5月15日(火)まで

(土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時まで)

(イ) 配布場所：横浜市役所障害支援課障害支援係(横浜市中区日本大通18 KRCビル6階)
横浜市ホームページからもダウンロードができます。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/tutanoha/dai2ki.html>

ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会及び応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します(ただし、下記(エ)での申込法人に現在の指定管理者以外の法人が含まれない場合は開催しません)。応募を予定される法人は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。なお、現地見学会とあわせて応募説明会を行います。

(ア) 開催日時：平成30年4月10日(火)午前10時から午前11時30分まで

(イ) 開催場所：横浜市つたのは学園

(ウ) 参加人数：各法人3名以内とします。

(エ) 申込方法：参加をご希望される法人は、4月9日(月)午後1時までに、FAXまたはE-mailで「横浜市つたのは学園応募説明会申込書」(別紙1)を横浜市障害支援課障害支援係にお送りください。Fax 045(671)3566、E-mail kf-syoshiteikb@city.yokohama.jp

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：平成30年4月13日(金)午前9時から4月19日(木)午後5時まで

(イ) 受付方法：FAXまたはE-Mailで「質問書」(別紙2)を横浜市障害支援課障害支援係にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承願います。

オ 質問への回答

回答方法：平成30年4月25日(水)頃(予定)に、横浜市ホームページへの掲載により回答します。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/tutanoha/dai2ki.html>

カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「5(4)応募手続きについて」を参照

- (イ) 受付期間：平成30年4月25日(水)午前9時から平成30年5月24日(木)午後5時まで
 (ウ) 受付方法：横浜市健康福祉局障害支援課障害支援係まで、ご持参又は記録が残る送付方法
 (簡易書留等)でご提出ください(受付期間内必着)。

※送付先 〒231-0021 横浜市中区日本大通18 KRCビル6階
 横浜市健康福祉局障害支援課障害支援係

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、法人の代表者又は代理の方合計3名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市横浜市長による選定後、横浜市の議決を経て横浜市横浜市長が指定の通知を行うことにより、つたのは学園の指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定委員会委員

(順不同)

氏名	備考
石渡 和実	東洋英和女学院大学教授
森 和雄	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害支援センター担当理事、弁護士
渡邊 尚之	日本会計士協会神奈川県会公認会計士
中野 陽子	和泉短期大学准教授
逸見 いく子	つたのは学園家族会会長

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

(次ページ参照)

選定基準																		
審査項目	配点	評価内容	配点内訳	(採点)										採点	係数	採点結果		
				悪い・不適当	← 普通 →					良い・適当								
1 法人の状況について	70																	
(1) 財務状況	10	財務状況は良好か。	5	悪い・不適当	0	良好	5										×1.0	
		法人税等の滞納はないか。	5	ある	0	ない	5											×1.0
(2) 職員育成	12	人権に関する研修を実施しているか。	4	1	2	3	4	5										×0.8
		専門性等の向上のための研修を実施しているか。	4	1	2	3	4	5										×0.8
		研修計画の内容は適切であるか。	4	1	2	3	4	5										×0.8
(3) 監査結果等	18	サービス事業所に対する指導監査等の結果は良好か。	5	未実施・不適当	0	良好	5											×1.0
		業務・財務に関する監査結果は良好か。	5	未実施・不適当	0	良好	5											×1.0
		障害者雇用の取組状況は良好か。	4	1	2	3	4	5										×0.8
		職員の定着は良好か。	4	1	2	3	4	5										×0.8
(4) 知的障害者を対象とした生活介護事業等の運営実績	20	現在運営している知的障害者を対象とした生活介護事業等があるか。	5	ない	0	ある	5											×1.0
		運営している生活介護事業等の運営実績は良好か。※運営している施設がない場合は0点	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×1.0
		利用者の権利擁護の取組内容は適切か。	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×0.5
(5) 市内設立法人等であるか	10	地域住民(本市民)を主体とした福祉サービス実施等のために、地域住民を中心に設立された法人であるか	10	なし	0	市外設立だが本市内で事業実施中	5	あり	10								×1.0	
2 事業計画について	90																	
(1) 施設運営について	70	施設運営に関する基本的な考え方は適切か。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×1.0
		具体的な事業計画の内容は適切か。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×1.0
		職員配置の内容は適正か。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×1.0
		地域生活移行についての取組は実行性があり、期待が持てるか。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×1.0
		地域の関係機関との連携等について、その取組は実行性があり、期待が持てるか。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×1.0
		自閉症に特徴的とされる課題に対する提案や個々の自閉症の方への具体的な支援の取組は実行性があり、期待が持てるか。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×1.0
(2) 自主事業について	20	地域への知的障害者への相談支援等についての取組は実行性があり、期待が持てるか。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×1.0
		利用者等のニーズを踏まえたものであるか。	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×0.4
		具体的な事業計画の内容は適切か。	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×0.4
		職員配置の内容は適正か	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×0.4
		収支計画は適切か。	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×0.4
計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×0.4		
3 収支計画について	40																	
(1) 支出に関する計画	10	支出の見込みは実行性があり、適切か。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×1.0
(2) 収入に関する計画	10	収入の見込みは実行性があり、適切か。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×1.0
(3) 人件費について	10	人件費の積算は適当か。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×1.0
(4) 事務事業費等について	10	事務事業費の積算は適当、かつ、むだがないか。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					×1.0
小計	200		200															
4 管理運営の実績について	+15～-10		+15～-10	不良	良好(協定の下限を維持)	優秀	極めて優秀											
管理運営の実績	+15～-10	管理運営の実績はどうか。(加点・減点で配点) ※現指定管理者のみの評価基準	+15～-10	-10	0	10	15										×1.0	
合計	215		215															
<選定方法>																		
1 選定委員会の各委員ごとに、この選定基準による採点を行い、得点の高い順に応募団体の順位をつけます。																		
2 1の結果に基づき、各委員の採点結果ごとに、1位の団体に1点、2位の団体に2点、3位の団体に3点、以下同様に得点をつけます。																		
3 2の得点を委員全員について集計し、最も得点の低かった団体を指定管理者に選定します。																		
※応募団体が1団体であった場合の対応																		
選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。																		

なお、応募法人が1法人のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後、ホームページ等で公表します。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/tutanoha/dai2ki.html>

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。(平成30年9月下旬予定)

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、原本を1部、写しを9部提出してください。なお、写しの書類のうち8部はファイル綴りとし、1部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書(様式1)(横浜市知的障害者生活介護型施設条例施行規則 第1号様式)

イ 事業計画書(様式2)

※法人名は3ケタの任意の数字に置き換え、伏せた形で作成してください。

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書(様式3)

※法人名は3ケタの任意の数字に置き換え、伏せた形で作成してください。

エ 知的障害者を対象とした生活介護事業等の運営実績(様式4)

※法人名は3ケタの任意の数字に置き換え、伏せた形で作成してください。

オ 法人の概要(様式5)

カ 申請法人役員名簿(様式6)

※県警照会用エクセルファイル(データ)も提出してください。

キ 法人の組織図

ク 欠格事項に該当しない宣誓書(様式7)

ケ 定款、規約その他これらに類する書類

コ 法人の登記事項証明書

サ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由)

※法人名は3ケタの任意の数字に置き換え、伏せた形で作成してください。

シ 直近3か年(平成27年度から平成29年度まで)の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。

ス 平成27年度及び平成28年度分の監査結果に関する書類

セ 平成26年度から平成29年度までに受審した福祉サービス第三者評価の結果に関する書類(当該期間内において第三者評価を受審していない場合は、提出は不要です)

ソ 税務署発行の納税証明書「その3の3」(法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。)

タ 横浜市税の納税状況調査の同意書(様式8) : 現時点で横浜市に対して納税義務のない法人についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況(本市の課税状況の有無を含め)について状況調査を行います。)

チ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式

- 9) : 公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。
- ツ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- テ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ト 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ※ 加入の必要がないため、ソ・タ・チのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式10）を提出してください。
- ナ 法人の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- ニ 法人の研修に関する実績・計画書（様式11）
- ヌ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人の概要がわかるもの

※ 共同事業体が応募する場合の応募書類について

共同事業体の形態をとる場合には、代表法人を決め、代表法人が応募書類を提出してください。「オ 法人の概要（様式5）」の次に、以下の2点の書類を添付してください。

カー a 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）

カー b 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）

なお、応募書類の内、エ～ヌの各書類については、構成法人すべてについての書類を提出してください。

※ その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成15年3月横浜市条例第16号）第6条第2項の規定に基づき、「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人」とします。

イ 欠格事項

次に該当する法人は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
 - (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。
 - (ウ) 民事再生法による再生手続中であること
 - (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
 - (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
 - (カ) 選定委員が、応募しようとする法人の経営または運営に直接関与していること
 - (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- ※本項目については、提出いただく「申請法人役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ 共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成するすべての法人が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）」を提出することとします。また、選定後協定締結時まで、代表法人及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

オ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

カ 重複応募の禁止

応募は、一法人につき、一案とします。複数の応募はできません。
また、一つの法人が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク 法人職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募法人（共同事業体に当たっては、構成法人）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定委員会の面接審査への出席

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。
①オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
②応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

コ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

サ 応募書類の開示

指定管理者・指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

シ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式11）」を提出してください。

ス 費用負担

応募に関して必要となる費用は法人の負担とします。

セ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、法人の提出する応募書類の著作権は作成した法人に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、必要な場合は仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額、支払時期及び精算方法の詳細等に関する年度協定を両方で締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

引継ぎに要する費用については、現在当施設の指定管理者となっている法人を除き、「引継ぎ関連費用」として積算の上、指定管理料とは別に提案してください。引継ぎは前年度に行うこととなるため、市会における指定議案の議決後に、市と指定管理者となる法人との間で契約を別途締結して実施します。

なお、積算にあたっては、横浜市で予算化されており且つ以下の条件が最低限満たされることを条件とした上で、費用の上限額を収支予算書における指定期間初年度人件費月単価の人数分(最大8人分。下記職種ごとに積算)×5か月分とします。

【引継ぎの期間】 5か月(平成30年11月1日から平成31年3月31日まで)

【引継ぎの人数】 8人(施設長、事務1人、看護職員1人、生活支援員4人、サービス管理責任者予定者1人)

(4) 指定候補者の変更

横浜市は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補法人として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補法人として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補法人として市会に議案を提出することがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられ

ます。

- ① 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- ② 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ③ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- ④ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- ⑤ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- ⑦ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該法人に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき
- ⑨ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- ⑩ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- ⑪ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- ⑫ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。

施設の詳細（横浜市つたのは学園）

基本情報

施設名：つたのは学園
郵便番号：226-0026
所在地：緑区長津田町 2327 番地
電話番号：045-983-4308

棟情報

棟名：竣工（当初建設）
年度：1981
棟延床面積（㎡）：本棟 2,629.90

複合施設情報

施設名：長津田地区センター
財産所管：緑区役所
当施設面積（㎡）：1,696.58

所管運営

財産所管部署・管理所管局区：健康福祉局 障害福祉部 障害支援課
運営形態：指定管理者

建物情報

竣工（当初建設）年度：1981年度 経過年数：36年
敷地面積：4,722.40 m² 本施設面積：933.32 m²
構造：RC 棟数：1
本施設居室：作業指導室1～3、生活指導室、会議室、相談室、食堂、厨房、洗面所、便所、ロッカー室1・2、事務室、倉庫1～5等
建築面積：2,323.26 m²
備考：障害者総合支援法に基づく生活介護型施設
地上階数：2

設備管理情報

電圧の種別：高圧 電気契約の種別：業務用電力
電気主任技術者：要 ブロック：第6 ESCO事業：無

複合施設情報詳細

管理協定等の名称・概要等：横浜市長津田地区センター及び横浜市つたのは学園の所有区分及び管理に関する覚書

工事予定・計画情報、管理情報・施設状態

増築や再整備、大規模改修・改造工事等の予定：無
施設状態：変更

建物劣化調査

調査年度（建築・設備）：2017 実施者（建築・設備）：横浜市建築保全公社